

第17回平成20年6月定例会会議録(第1号)

招集年月日 平成20年6月4日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ～ 午前11時19分 散会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	糸井満雄
2番	畠山伸枝	11番	勢旗毅
3番	上山光正	12番	多田正成
4番	廣野安樹	13番	今田博文
5番	小林庸夫	14番	谷口忠弘
6番	家城功	15番	赤松孝一
7番	伊藤幸男	16番	服部博和
8番	浪江郁雄	17番	有吉正
9番	井田義之	18番	森本敏軌

2. 欠席議員

(なし)

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 奥野稔 書記 植松ひろ子

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田貴美	代表監査委員	足立正人
副町長	堀口卓也	教育長	垣中均
総務課長	大下修	教育委員長	白杉直久
企画財政課長	吉田伸吾	商工観光課主幹	太田幸雄
岩滝地域振興課長	藤原清隆	農林課長	浪江学
野田川地域振興課長	平野勝彦	教育推進課長	土田清司
加悦地域振興課長	和田茂	教育次長	鈴木雅之
税務課長補佐	小牧伸行	下水道課長	小西忠一
住民環境課長	藤原清隆	水道課長	芋田政志
会計室長	金谷肇	保健課長	泉谷貞行
建設課長	西原正樹	福祉課長	佐賀義之

5. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 報告第 1号 平成19年度与謝野町一般会計繰越明許費繰越計算書
(報告)
- 日程第 5 報告第 2号 平成19年度与謝野町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書
(報告)
- 日程第 6 報告第 3号 平成19年度与謝野町下水道特別会計繰越明許費繰越計算書
(報告)
- 日程第 7 報告第 4号 平成19年度与謝野町農業集落排水特別会計繰越明許費繰越計算書
(報告)
- 日程第 8 議案第 62号 専決処分の承認を求めることについて
(与謝野町税条例の一部を改正する条例)
(提案説明)
- 日程第 9 議案第 63号 専決処分の承認を求めることについて
(平成20年度与謝野町宅地造成事業特別会計補正予算(第1号))
(提案説明)
- 日程第10 議案第 64号 専決処分の承認を求めることについて
(平成20年度与謝野町老人保健特別会計補正予算(第1号))
(提案説明)
- 日程第11 議案第 65号 与謝野町公平委員会委員の選任について
(提案～表決)
- 日程第12 議案第 66号 与謝野町固定資産評価審査委員会委員の選任について
(提案～表決)
- 日程第13 議案第 67号 与謝野町固定資産評価審査委員会委員の選任について
(提案～表決)
- 日程第14 議案第 68号 与謝野町職員懲戒審査委員会委員の選任について
(提案～表決)
- 日程第15 議案第 69号 与謝野町職員懲戒審査委員会委員の選任について
(提案～表決)
- 日程第16 議案第 70号 与謝野町職員懲戒審査委員会委員の選任について
(提案～表決)
- 日程第17 議案第 71号 与謝野町教育委員会委員の任命について
(提案～表決)
- 日程第18 議案第 72号 与謝野町難病患者等ホームヘルパー派遣手数料の徴収
に関する条例の一部改正について
(提案説明)

- 日程第19 議案第 73号 与謝野町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
(提案説明)
- 日程第20 議案第 74号 与謝簡易水道浄水場改良工事請負契約の変更について
(提案～表決)
- 日程第21 議案第 75号 与謝野町道路線の認定について
(提案説明)
- 日程第22 議案第 76号 平成20年度与謝野町一般会計補正予算(第1号)
(提案説明)
- 日程第23 議案第 77号 平成20年度与謝野町介護保険特別会計補正予算(第1号)
(提案説明)
- 日程第24 議案第 78号 平成20年度与謝野町老人保健特別会計補正予算(第2号)
(提案説明)

6. 議事の経過

(開会 午前9時30分)

議長(森本敏軌) おはようございます。

6月に入りまして、梅雨の季節を迎えました。農家の皆さんも田植えを終わりました、大江山から見下ろします与謝野町の平野も、緑のじゅうたんを敷いたように美しく生えております。また、野山の緑も芽を吹き、目に鮮やかな緑となっております。

また、初夏の気配となってまいりました本日、第17回6月定例会ということでご参集を賜りまして、まことにご苦労さんでございます。

今定例会は、繰越明許費繰越計算書、専決処分、人事案件、条例の一部改正、請負契約の変更、町道の認定、補正予算、追加議案などをご審議いただきます。よろしくご審議を賜り、実のある議会となりますようお願いを申し上げます。

また役員改選後、初の定例会になりますが、議会のルールにのっとり、円滑な議会運営に努めてまいりたいと思いますので、皆さんのご理解とご協力をお願い申し上げます。

また、初夏の気候になってまいりまして暑い日もあるかと思いますが、今定例会は上着を外していただいても結構ですので、申し添えさせていただきます。

なお本日、日高税務課長が病氣療養のため、欠席の連絡をいただいております。したがって、代理として小牧税務課長補佐に出席をいただいております。

また、太田商工観光課長が他の公務により出張のため、欠席の連絡をいただいておりますので、したがって、代理として太田幸雄商工観光課主幹に出席をいただいておりますので、ご報告申し上げます。

また、有吉副議長から、1時間ほどおくれるとの報告をいただいておりますので、以上、ご了解をいただきたいというふうに思います。

直ちに開会いたしたいというふうに思います。

ただいまの出席議員は17人です。定足数に達しておりますので、ただいまから17回平成20年6月定例会を開会し、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配布しております議事日程に従い進めたいと思います。

ご報告いたします。お手元に配布いたしておりますように、本定例会に提出されております議案は、平成19年度与謝野町一般会計繰越明許費繰越計算書ほか20件であります。

以上、21件を上程します。

次に、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第116条の規定により、1番 野村生八議員、2番 畠山伸枝議員。

以上、2名をお願いすることにいたします。

次に、日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月20日までの17日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森本敏軌) ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月20日までの17日間と決定しました。

次に、日程第3 諸般の報告を行います。

諸般の報告についての質疑は行いませんので、念のため申し上げておきます。

それでは、まず初めに私の方から報告をいたします。

町村議会議長研修会並びに消防組合の報告をさせていただきます。

第1番目、お手元に議長報告が配布されていると思いますので、ごらんおきいただきたいというふうに思います。

第1点目、第33回町村議会議長研修会が5月20日、21日の2日間、メルパルク東京で行われました。20日ですが、内容につきましては報告書のとおりでございます、「汗だせ 知恵だせ 地方分権」ということで、この月末ですか、第1次の勧告がされたと思いますが、地方分権改革推進委員会委員長の丹羽宇一郎氏の講演をいただきました。

それから2番目に、「地球にやさしい暮らしかた」ということで、エッセイストのイーデス・ハンソンさんのご講演をいただきました。

それから3番目に、「国民の新しいふるさととしての町村の存在感の役割」ということで、宮口侗廸氏の講演を受けました。

それから21日、2日目ですが、「町村議会に期待します」ということで秋田県大潟村、干拓をされたところですが黒瀬喜多氏、この方はうちの町長と同じように女性の村長さんで、頑張っておられるということで講演をいただきました。

それから、最後にシンポジウムということで、「我が議会の活性化実践例」ということでシンポジウムを行いまして、この秋田県の大潟村の村長さんと、それから山形県庄内町議会議長の梅本議長、それから長野県箕輪町上嶋議長、それから鹿児島県さつま町議会議長の濱田議長の4人の方でシンポジウムを行いまして、それぞれの議会の活性化についてシンポジウムが行われました。

別紙報告書をつけておりますので、ごらんおきをいただきたいと思ひますし、それから資料につきましては事務局に保管しておりますので、ごらんおきいただきたいというふうに思います。

それから、この研修会のさなかでありますけれども、京都府議長会の臨時総会が開催をされまして、内容につきましては掲げておりますように監事の選任ということで、与謝野町の糸井議長にかわりまして、笠置町の山本議長を監事に選任をいたしました。

それから3番目、消防組合議会の臨時会が5月27日に開催をされまして、内容につきましては、まず1点目は、副議長の選挙がありまして、私が副議長に選任をいただきました。

それから育児休業に関する条例の一部改正と、職員の給与に関する条例の一部改正の2件の専決処分の承認がされました。

それから3点目に監査委員の選任ということで、代表監査委員に宮津市の岡崎正美氏が、そして議会選出として井田義之議員が、監査委員に選任をされました。

以上、簡単でありますけれども、議長報告にかえさせていただきます。

それでは、次に総務常任委員会の報告をいただきます。

赤松議員。

- 1 5 番（赤松孝一） 総務常任委員会より報告をいたします。と申しましても前期の総務委員会でございます。

本年4月16日、固定資産の評価更新業務の委託料は適正なのか、また、委託会社の実態はどのようなことなのかといった点が総務委員会で話題となりまして、そして、これは随意契約のもとに毎年多額の、今年度予算でいきますと990万円であります。経費を要するこの業務委託料と委託会社の内容を調査研究する必要があると委員会で協議、決定のもと、実施をしたものであります。

私たち町民は、与謝野町の基本財源であります固定資産税を、毎年役場が示す数値を何の疑いもなく町民の義務として支払っています。それではその数値、いわゆる納税額を、だれが何を根拠に決定してるのかという実態については、十分な理解をすることなくいました。また、その業務委託先、委託料についても十分な精査をせずに承認をしていましたが、今回の研修によりまして実態把握ができ、今後の課題も見つけることができました。

それぞれ参加されました議員の皆さんが報告書、レポートを出しておられますが、私の主観的な意見としまして、随意契約に対する見解であります。固定資産税は毎年賦課される税であり、その評価にあつては評価の継続性をもっています。したがって、その評価の見直しには継続性を十分考慮して作業を進める必要がある。随意契約はやはり認めざるを得ないと思います。しかし同業の会社リストを作成して、同業他社との比較対照をすることは、やはり急務であるというふうに思いました。

委託料の件ですが、この点につきましては交渉の余地は十分であると、厳しく判断するなら委託先の言い値で契約しているとも察するので、次年度からは契約時に十分な協議の上、契約されることを強く望む次第です。

その他、固定資産税は本町の基本となる財源であり、町民は厳しい景気の中、納税をしているという現状からかんがみて、毎年多額の委託料を支払う委託会社の実態把握ができていなかったということは、議員として反省するばかりでありました。また、当然のことながら担当課はもちろんのこと、与謝野町の理事者も十分な現状認識を強く要望するものであります。

以上が、4月16日、総務常任委員会のメンバー6名と担当の日高税務課長、そして事務局というふうに8名で、これは大阪市にあります大和不動産株式会社の評価部を訪ねまして、社長さんもみずから出席されまして十分な協議や、また質問をしまりました。このような形で委託先の議会の議員が訪問されたのは、初めてということで大変歓迎もしていただきましたし、これから何がしかの、また契約料にも反映するのではないかとというふうな期待をしております。

以上でございます。

議長（森本敏軌） 以上で、諸般の報告を終わります。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、町長から発言の申し出がありますので、これを許します。

太田町長。

町長（太田貴美） 皆様おはようございます。

近畿地方も例年より少し早い6月2日に梅雨入りということになりました。この時期は梅雨前線によりまして、降雨により災害等が発生しやすい状況になっておりますが、気象情報に注意し、備えや警戒を怠ることなく、災害等を未然に防止できるように努めてまいりたいというふうに考えております。

新聞報道等でもございます中国の四川で起こりました大地震、また、ミャンマーのサイクロンによる大被害、本当に世界中でいろんな地震、いろいろと異変が起こっておりますけれども、町としても何かできることがないかというふうに思っておりましたところ、市町村会等を通じましてテント、あるいは毛布の供給をしていただきたいというふうなことがございました。

京都府内のほとんどの市町がテントは保有しておりませんので、それぞれにあります毛布等を供出させていただきました。与謝野町では100枚、全部で1,170枚ございましたので、そのうちの100枚を中国へ送るような手はずをさせていただきました。

京都府内でも非常に保有をしているところも少なく全体で市町村1,900枚、そして京都府が1,000枚を足しまして2,900枚をまず送らせていただくということになりましたので、報告とあわせて皆さんにお話をさせていただきます。

それでは、本日から第17回平成20年6月与謝野町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には公私とも大変ご多忙にもかかわらずご参集賜りましたことに、心より厚くお礼を申し上げます。

先月7日に開会されました5月臨時会において新議長に森本議員さん、そして副議長に有吉議員さん、そして各委員会の正副委員長さん方が選出され各委員会委員の構成も変わり、新体制をスタートされたところでございます。議員の皆様のおなご活躍を祈念いたしますとともに、今後のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

また、町では5月19日から野田川地域を皮切りに、新町3回目となります町政懇談会を開催し、昨年度に作成いたしました総合計画や行政改革大綱、そして総合計画に基づきます平成20年度予算等について説明をさせていただき、町民の方々から行政に対しますご意見を聞きながら、今後の町政を進めていきたいというふうに考えております。

さて、本定例会において上程いたします議案等につきまして、ご説明を申し上げます。

本定例会に上程いたします議案は、人事案件にかかる案件が7件、専決処分を含みます条例の改正にかかる案件が3件、専決処分を含む一般会計及び特別会計の補正予算にかかる案件が5件、請負工事契約の変更にかかる案件が1件、町道路線の認定にかかる案件が1件、合計17件と報告の4件でございます。

各議案及び報告の詳細につきましては、後ほど議案の提案の中でご説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

国の法律及び制度改正等に伴い、同様に町におきましても条例、規則及び制度の改正を行わなければならないこととあわせ、町施策の中の重点課題として本年度に実施する事業の中で、学校前からのインフラ整備等の継続事業も含め、国、京都府の補助事業の採択を受けましたので、早急に実施しなければならない事業を進めていく必要があります、今議会で提案させていただくことにしております。

特に今回の6月補正予算につきましては、新町3年目となります平成20年度当初予算を、さらに肉づけすべく、必要不可欠な予算でございます。少子高齢化対策、医療対策、環境対策及び道路、下水道等の生活基盤整備等、町民の皆様方が安心して暮らすことのできる居住環境の整備を図り、住民生活の福祉の向上に努めてまいりたいというふうに考えておりますし、ハード事業及びソフト事業を含め、町総合計画に基づき新町の一体感の醸成を図るべく事業の予算計上をい

たしております。予算執行に当たりましても限られましたそうした財源の中で、施策事業の費用対効果を見きわめ、効率的な執行を心がけるとともに住民の皆さんとの協働を基本に町政を推進しながら、健全な行財政運営に努めてまいりたいというふうに考えております。

最後に、今議会は約2週間にわたる会期日程となりますが、議員の皆様活発なご意見、ご議論をいただきますとともに、ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、第17回平成20年6月与謝野町議会定例会のごあいさつとさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（森本敏軌） 次に、日程第4 報告第1号 平成19年度与謝野町一般会計繰越明許費繰越計算書を議題といたします。

直ちに報告を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 報告第1号 平成19年度与謝野町一般会計繰越明許費繰越計算書について、ご報告申し上げます。

別紙に上げておりますように、平成19年度繰越明許を行いました事業は9事業ございます。地方自治法施行令第146条第2項の規定により、5月31日までに繰越計算書を調整して報告することとなっておりますので、今回報告させていただくものでございます。

保育所耐震診断調査事業につきましては、判定委員会からの審査結果が年度内にできないこと。また災害に強い森づくり事業は、治山ダム工事にかかる重機進入路の立木伐採に時間を要したこと。明石香河線道路改良事業、明石香河線関連発掘調査事業につきましては、改良箇所に埋没文化財の発掘調査の必要が生じ、さらに発掘期間や発掘範囲が拡大したことにより、年度内の完成ができなかったことによるものでございます。

岩屋川線道路改良事業につきましては、用地買収に時間を要したため、また、石川上山田線道路改良事業、石川旧府道線道路改良事業、寺田水路改良事業は、地元との調整に時間を要したことと、阿蘇シーサイドパーク整備事業は、近接する道路工事との調整などに時間を要したことにより、それぞれ繰り越しとなったものでございます。

事業によって国や府支出金、辺地債や合併特例債の地方債を充当しております。

以上、簡単にご説明し、ご報告とさせていただきます。

議長（森本敏軌） 本案については、本日は報告のみにとどめます。

次に、日程第5 報告第2号 平成19年度与謝野町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書を議題といたします。

直ちに報告を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 報告第2号 平成19年度与謝野町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書について、ご報告申し上げます。

別紙に上げておりますように、平成19年度の繰越明許を行いました事業は2本ございます。地方自治法施行令第146条第2項の規定により、5月31日までに繰越計算書を調整して報告することになっておりますので、今回報告させていただくものでございます。

与謝簡易水道施設整備事業につきましては、用地の登記修正や相続に時間を要したことにより、

繰り越しとなったものでございます。

また、三河内簡易水道施設整備事業につきましては、予定しておりました地盤改良が雨や積雪等により施工できなかつたため大幅に工期がずれ込み、繰り越しとなったものでございます。繰り越し財源は、国庫補助金や地方債などを充当しております。

以上、簡単にご説明し、ご報告とさせていただきます。

議長（森本敏軌） 本案についても、本日は報告のみにとどめます。

次に、日程第6 報告第3号 平成19年度与謝野町下水道特別会計繰越明許費繰越計算書を議題といたします。

直ちに報告を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 報告第3号 平成19年度与謝野町下水道特別会計繰越明許費繰越計算書について、ご報告申し上げます。

別紙に上げておりますように、平成19年度の下水道事業で繰越明許を行いましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、5月31日までに繰越計算書を調整して報告することとなっております、今回報告させていただくものでございます。

今回繰り越しましたのは、補助事業での国の追加内示を受けましたが、舗装復旧の実施に当たり地元との調整に。また、事業認可の拡大箇所の設定に当たり、国や京都府との調整に日数を要したため事業の計画的執行ができず、繰り越しとなったものでございます。

繰り越し財源は、国庫補助金や地方債などを充当しております。

以上、簡単にご説明し、ご報告とさせていただきます。

議長（森本敏軌） 本案についても、本日は報告のみにとどめます。

次に、日程第7 報告第4号 平成19年度与謝野町農業集落排水特別会計繰越明許費繰越計算書を議題といたします。

直ちに報告を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 報告第4号 平成19年度与謝野町農業集落排水特別会計繰越明許費繰越計算書について、ご報告申し上げます。

別紙に上げておりますように、平成19年度の農業集落排水事業で繰越明許を行いましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、5月31日までに繰越計算書を調整して報告することとなっております、今回報告させていただくものでございます。

今回繰り越しましたのは、補助事業での国の追加内示を受けましたが、舗装復旧の実施に当たり地元との調整に。また、事業認可の拡大箇所の設定に当たり、国や京都府との調整に日数を要したため事業の計画的執行ができず、繰り越しとなったものでございます。

今回の繰越明許事業は、府の追加内示を受けまして事業の前倒しを実施する計画で、関係者の説明会等を行いました。これらの調整に時間を要したため事業の計画的執行ができず、繰り越したものでございます。

繰り越し財源は、府補助金や地方債などを充当しております。

以上、簡単にご説明し、ご報告とさせていただきます。

議長（森本敏軌） 本案についても、本日は報告のみにとどめます。

次に、日程第8 議案第62号 専決処分の承認を求めることについて（与謝野町税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第62号 与謝野町税条例の一部を改正する条例について専決処分を報告し、承認を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律案が、平成20年4月30日の衆議院本会議において、憲法第59条に基づき再可決、同日公布されたことにより、与謝野町税条例の一部改正を即日実施する必要があり、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき議会に報告し、承認を求めるものでございます。

改正内容につきましては、担当課長補佐から説明させますので、よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（森本敏軌） 小牧税務課長補佐。

税務課長補佐（小牧伸行） 失礼をいたします。

それでは議案第62号にかかります与謝野町税条例の一部を改正する条例の概要について、ご説明申し上げます。お手元にお配りしております議案資料の36ページ、議案第62号資料No.2をごらんいただきたいと思います。

まず、個人住民税についての改正事項でございますが、その改正事項の中で、特に重要なものとして3項目上げておりますので、その3項目を中心にご説明申し上げます。

最初に、1点目の寄附金税制の見直しについてでございますが、これはいわゆるふるさと納税の趣旨に基づいた、地方公共団体に対する寄附金税制の大幅な拡充に伴う改正でございまして、主な点が4つございます。

第1に、地方公共団体に対する寄附金にかかる控除方式を、所得控除から税額控除に改めております。

第2に、寄附金控除の上限額を、総所得金額等の25%から30%への引き上げ。また適用下限額を、10万円から5,000円への引き下げとなっております。

第3に、適用下限額5,000円を超える部分について、住民税所得割額のおおむね1割を限度として、所得税とあわせて控除することとなっております。

第4に、その適用時期でございますが、平成20年1月1日以後の寄附金から適用することとなっております。平成21年度以後の年度分の住民税について、税額控除が行われるというものでございます。

ごらんいただいております資料に計算例として、給与収入700万円で、夫婦、子供2人のケースを掲げておりますので、簡単にご説明申し上げます。この例は、当該給与所得者が3万5,000円を寄附した場合でございます。

まず、3万5,000円から適用下限額の5,000円を差し引きます。その差し引いた残額が3万円となりまして、その3万円が控除対象となります。その3万円の10%が、住民税の基本控除額として3,000円控除されます。そして今回の例では、所得税の限界税率が10%で

設定されておりますので、90%から10%を控除した率、すなわち80%が特例控除率となり、控除対象3万円の80%相当額2万4,000円が特例控除の額となります。これで基本控除額の3,000円と特例控除額の2万4,000円を合わせました2万7,000円が、住民税から税額控除されることとなります。なお、特例控除につきましては所得に応じて変動いたしますし、その額の上限は、住民税所得割の1割となっております。

以上が、寄附金税制の主な改正点でございます。

続きまして、2点目の証券税制の見直しでございますが、上場株式等の譲渡益及び配当にかかる税率は、現在、軽減税率の住民税3%、所得税7%となっておりますが、この軽減税率を平成20年末をもって廃止し、平成21年以降住民税5%、所得税15%とするものでございます。ただし、その特例措置としまして、平成21年度から平成22年の2年間は500万円以下の譲渡益、及び100万円以下の配当につきましては、軽減税率の住民税3%、所得税7%を適用することとなっております。

続きまして、3点目の公的年金からの個人住民税特別徴収制度の導入にかかる改正について、ご説明申し上げます。

まず、①の対象者でございますが、公的年金等の受給者のうち当該年度の初日において老齢基礎年金等を受給されている65歳以上の方を対象とすることとなっております。ただし、資料のア、イに記載しておりますとおり当該年度の年金額が18万円未満の受給者の方や、当該年度の特別徴収税額が年金額を超える受給者の方などは、対象となっております。

続きまして、②、特別徴収の対象となる税額でございますが、公的年金等の所得にかかる所得割額及び均等割額となっております。公的年金等の所得以外の給与所得等、その他の所得にかかる所得割額等は別途徴収することとなっております。

続きまして、③、特別徴収義務者でございますが、社会保険庁や地方公務員共済組合等、対象となる年金の給付を行う年金保険者となっております。

そして、④、特別徴収の方法でございますが、上半期の年金支給月ごとに、前年度の下半期に特別徴収した額の3分の1ずつを仮徴収し、下半期の年金支給月ごとに年税額から上半期に仮徴収した特別徴収額を控除した額の3分の1ずつを、本徴収することとなっております。

また、特別徴収を開始する年度の徴収方法につきましては、年度前半の普通徴収の納期である6月と8月に年税額の4分の1ずつを普通徴収し、下半期の年金支給月に年税額から普通徴収した額を控除した額の6分の1ずつを、特別徴収することとなっております。そして、その実施時期につきましては、平成21年10月支給分の年金から特別徴収を実施するということになっております。

以上が、公的年金からの住民税特別徴収制度の概要でございます。

続きまして、固定資産税についての改正点でございます。

今回の改正では大きな改正点はございませんが、特別措置の創設や期間延長が主なものとなっております。

まず、1点目の住宅の熱損失防止、いわゆる省エネ改修工事にかかります固定資産税の減額措置の創設でございますが、これは既存の住宅において一定の省エネ改修工事を行った場合に、当該住宅にかかる固定資産税を減額するといをものございまして、具体的な内容といたしまして、

まず、当該改修工事が平成20年1月1日に存在している住宅に対して行われることとなっております。ただし、賃貸住宅は除くこととなっております。

また、当該改修工事は、平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に行われたものが対象となるものでございます。また、その対象となります工事内容でございますが、窓の改修工事、いわゆる二重サッシ化や複層ガラス化などの改修工事が必須の工事となっております、その窓の改修工事とあわせて床、天井、または壁の断熱改修も行いますと、対象に含まれることとなっております。そしてその改修費用が、30万円以上の工事であることが要件となっております。

減額される税額等につきましては、工事が行われた年の翌年の当該家屋にかかる固定資産税について、税額から3分の1を減額することとなっております、対象床面積は120平方メートルが限度となっております。

続きまして、2点目の新築住宅にかかる固定資産税の減額措置の適用期限の延長についてでございますが、これは新築住宅にかかる固定資産税について、最初の3年度分からの税額から2分の1を減額する措置の適用期限を2年延長するものでございます。なお、中高層耐火住宅につきましては、5年度分の減額措置となっております。

以上、簡単ではございますが、与謝野町税条例の一部を改正する条例の概要のご説明とさせていただきます。十分ご審議をいただきまして、何とぞご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（森本敏軌） 本案についても、本日は提案説明のみにとどめます。

次に、日程第9 議案第63号 専決処分の承認を求めることについて（平成20年度与謝野町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号））を議題といたします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第63号 平成20年度与謝野町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

この補正は5月31日付で専決処分を行い、1,591万2,000円を追加し、総額を1億4,903万6,000円といたしましたものでございます。

それでは、まず歳入についてご説明申し上げます。10ページ、11ページをお開き願います。

1款、財産収入で、分譲宅地売却収入を1,591万2,000円追加いたしております。これは平成19年度で売却を予定しておりましたものが、契約から実際の売却に時間を要したことから本年度での売却となったことによるものでございます。

それでは、次に歳出についてご説明申し上げます。12ページ、13ページをお開き願います。

3款、前年度繰上充用金を、1億4,170万9,000円追加いたしております。これは平成19年度予算で、加悦地域の日吉ヶ丘分譲宅地等の残区画すべての売却収入を計上しておりましたが1区画のみの売却にとどまり、平成19年度決算段階で歳入欠陥が生じることになりました。したがって、前年度予算に繰上充用を行い、財源補てんを行うものでございます。

4款、予備費は、1億2,579万7,000円減額し、調整いたしております。

以上が、平成20年度与謝野町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（森本敏軌） 本案についても、本日は提案説明のみにとどめます。

次に、日程第10 議案第64号 専決処分承認を求めることについて（平成20年度与謝野町老人保健特別会計補正予算（第1号））を議題といたします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第64号 平成20年度与謝野町老人保健特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

この補正は5月31日付で専決処分を行い、5,820万9,000円を追加し、総額を4億5,483万9,000円といたしましたものでございます。

それでは、まず歳入からご説明申し上げます。10ページ、11ページをお開き願います。

1款、支払基金交付金、1目、医療費交付金は、老人医療費交付金精算金を1,615万4,000円追加いたしております。

2款、国庫支出金、1目、医療費負担金は、老人医療費国庫負担金精算金を3,644万5,000円追加いたしております。

3款、府支出金、1目、府負担金は、老人医療費府負担金精算金を261万円追加いたしております。

これらすべて平成19年度の医療給付費等の実績によるものでございますが、平成19年度では国庫負担金が8割程度の交付となっておりますので、その精算を含めた実績交付となるものでございます。

次のページの歳出でございますが、4款、前年度繰上充用金を5,740万円追加いたしております。歳入で申し上げましたように、平成19年度国庫負担金が8割程度の交付となっていることなどから、平成19年度決算段階で歳入欠陥が生じることとなりましたので前年度予算に繰上充用を行い、財源補てんを行うものでございます。

5款、予備費は80万9,000円追加し、調整いたしております。

以上が、平成20年度与謝野町老人保健特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（森本敏軌） 本案についても、本日は提案説明のみにとどめます。

次に、日程第11 議案第65号 与謝野町公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第65号 与謝野町公平委員会委員の選任について、提案理由をご説明申し上げます。

平成18年7月に合併後の最初の公平委員会を設置した際に、地方公務法附則第5項の規定によりまして、新たに選任した3人の委員の任期をくじによって1人は4年、1人は3年、1人は2年と定めることにしました結果、今回、植田宗一委員の2年の任期が、来る6月30日をもって満了することになりますので、その後任に同氏を引き続き選任することとして、このようにご

提案を申し上げるものでございます。

植田氏は、旧加悦町の公平委員会委員に引き続いて与謝野町の公平委員会委員をお世話になっておりますが、地方行政にも造詣が深く、人格高潔で公平委員会委員として最適任者と認めるものでございます。

よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願いいたします。

それから、ちょっとお断りいたします。先ほどの議案第64号、提案理由の中で老人医療費国庫負担金精算金を3,944万5,000円を、ちょっと言い間違えていたようでございますので、訂正をよろしくお願いいたします。

議 長（森本敏軌） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（森本敏軌） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（森本敏軌） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第65号を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（森本敏軌） 起立全員であります。

よって、議案第65号 与謝野町公平委員会委員の選任については、原案のとおり同意されました。

次に、日程第12 議案第66号 与謝野町固定資産評価審査委員会委員の選任について、及び日程第13 議案第67号 与謝野町固定資産評価審査委員会委員の選任について、以上2件について一括議題といたします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第66号及び第67号、与謝野町固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由のご説明を申し上げます。

与謝野町固定資産評価審査委員会委員は現在6名でお世話になっておりますが、議案第66号、伊達義明氏の任期が平成20年6月30日をもって満了となるため、同氏を引き続き委員として選任いたしたくご提案申し上げます。

同じく議案第67号、現在、委員をお世話になっております牛田和夫氏の任期も、平成20年6月30日をもって満了となるため、新たに前野庄作氏をその後任として選任いたしたくご提案申し上げるものでございます。

両氏とも人格高潔で、固定資産評価審査委員会委員として最適任者と認めるものでございます。

よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願いいたします。

議 長（森本敏軌） これより議案第66号及び議案第67号について、一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(森本敏軌) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。
これより議案第66号及び議案第67号の討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(森本敏軌) 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。
これより議案第66号を採決いたします。
本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森本敏軌) ご異議なしと認めます。
よって、議案第66号 与謝野町固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。
これより議案第67号を採決いたします。
本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森本敏軌) ご異議なしと認めます。
よって、議案第67号 与謝野町固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。
次に、日程第14 議案第68号 与謝野町職員懲戒審査委員会委員の選任についてから、日程第16 議案第70号 与謝野町職員懲戒審査委員会委員の選任について、以上、3件について一括議題といたします。
提案説明を求めます。

太田町長。

町長(太田貴美) 議案第68号から議案第70号までの与謝野町職員懲戒審査委員会委員の選任について、提案理由のご説明を申し上げます。

この職員懲戒審査委員会について規定いたします地方自治法施行規定は、一般職の職員について適用される地方公務員法が制定されました昭和25年以前からある規定で、それまでは一般職、特別職を問わず、すべての地方公務員に適用されておりましたものが、地方公務員法が制定されて以来、平成19年の地方自治法の改正を経て、現在では特別職の職員のうち副町長と、地方公共団体の専門的な調査研究を行わせるために設置する専門委員の懲戒について審査するために設けられた委員会でございます。

これらの者を免職、または過怠金に処する場合には、この懲戒審査委員会の議決を経なければならないというものでございますが、この委員の任期が6月30日で満了することから、議案第68号の村山和夫氏、議案第69号の北風雅雄氏、議案第70号の太田修氏について、引き続き委員に選任したいので、このようにご提案申し上げます。

村山和夫委員、北風雅雄委員はいずれも人格高潔で、長年にわたって地方議会、あるいは地方自治に精通された経歴をお持ちでございますので、また、太田修委員を含め職員懲戒審査委員会

委員として、最適任者と認めるものでございます。

よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願いいたします。

議長（森本敏軌） これより議案第68号から議案第70号について、一括して質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（森本敏軌） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。
これより議案第68号から議案第70号の討論に入ります。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（森本敏軌） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。
これより議案第68号を採決します。
本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森本敏軌） ご異議なしと認めます。
よって、議案第68号 与謝野町職員懲戒審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

これより議案第69号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森本敏軌） ご異議なしと認めます。
よって、議案第69号 与謝野町職員懲戒審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

これより議案第70号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森本敏軌） ご異議なしと認めます。
よって、議案第70号 与謝野町職員懲戒審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第17 議案第71号 与謝野町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第71号 与謝野町教育委員会委員の任命について、提案理由の説明を申し上げます。

教育委員は人格高潔で、教育、学術及び文化に関して見識を有する者のうちから、町長が議会の同意を得て任命することとなっております。

教育委員会は5名の教育委員で組織されておりますが、その中の今西藤美氏の任期が、本年6月末をもって満了いたします。つきましては、引き続き今西氏を教育委員としてお世話になり

たいというふうに考えておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めためご提案申し上げる次第でございます。

今西藤美氏は人格高潔で、教育委員として最適任者と認めるものでございます。

よろしくご審議いただき、ご同意いただきますようお願いいたします。

議 長（森本敏軌） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（森本敏軌） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（森本敏軌） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第71号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（森本敏軌） 起立全員であります。

よって、議案第71号 与謝野町教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意されました。

次に、日程第18 議案第72号 与謝野町難病患者等ホームヘルパー派遣手数料の徴収に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第72号 与謝野町難病患者等ホームヘルパー派遣手数料の徴収に関する条例の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。

この改正は厚生労働省が定める難病特別対策推進事業実施要項の一部改正に伴い、ホームヘルパーの派遣に要した費用にかかる利用世帯の階層区分について、所要の改正を行うものでございます。

具体的には、難病のホームヘルパー手数料は所得税額により決められておまして、ご承知のとおり平成19年度の税源移譲により所得税が半額になり、一方、住民税が倍増されたところでございます。このことにより今回改正するものでございまして、改正により利用者が不利益になるような改正になってはいけないことを申し上げておきたいというふうに思います。

よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（森本敏軌） 本案についても、本日は提案説明のみにとどめます。

次に、日程第19 議案第73号 与謝野町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第73号 与謝野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定

について、提案理由のご説明を申し上げます。

この条例改正は、非常勤消防団員等にかかる損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が、平成20年3月26日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い所要の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、最近における社会経済情勢にかんがみ、非常勤消防団員等に対する損害補償にかかる補償基礎額の加算額について、配偶者以外の扶養親族にかかる加算額がこれまで200円であったものを、217円に引き上げるものでございます。

よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願いいたします。

議長（森本敏軌） 本案についても、本日は提案説明のみにとどめます。

ここで暫時休憩いたします。45分まで休憩いたします。

（休憩 午前10時26分）

（再開 午前10時45分）

議長（森本敏軌） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほどの議案第72号の資料につきまして訂正があるようですので、訂正を求めます。

佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 失礼します。

先ほど与謝野町難病患者等のホームヘルパーの手数料につきまして、提案をさせていただきました。

議案書につきましては間違いはないわけなんですけども、お手元に配布しております議案資料の46ページに新旧対照表をつけております。ごらんいただきたいというように思います。

この新旧対照表のD欄のところなんですけど、改正案の方側、現行と改正案とがございまして、D欄のところの金額が「5,000円」以上ということになっておりますが、これは「5,001円」ということで、「1」が抜けておりますので、入れていただきたいというように思います。大変申しわけありませんでした。よろしくお願いいたします。

46ページのD欄の改正案の方側なんですけど、そこの生計中心者の前年所得課税年額が「5,000円」ということになってますが、「5,001円」ということで「1」が抜けておりますので、5,000円以上1万5,000円以下の世帯ということになりますので、修正をお願いします。

議長（森本敏軌） 次に、日程第20 議案第74号 与謝簡易水道浄水場改良工事請負契約の変更についてを議題といたします。

提案理由を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第74号 与謝簡易水道浄水場改良工事請負契約の変更について、提案理由のご説明を申し上げます。

この議案は第14回平成20年2月議会臨時会において議決され、締結いたしました与謝簡易水道浄水場改良工事請負契約の変更を提案させていただくものでございまして、工事費を92万850円増額させていただくものでございます。

なお本工事は、第15回平成20年3月議会定例会において繰越明許費で事業を繰り越し、工

事の完成期日を平成20年8月29日まで延期しておりますので、今回は第2回の変更になるものでございます。

変更内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願いいたします。

議長（森本敏軌） 芋田水道課長。

水道課長（芋田政志） それでは変更内容をご説明申し上げますが、今回の変更につきましては大部分が土工や仮設関係の変更でございますので、図面はおつけしておりません。議案資料50ページの工事概要をごらんいただきながらご説明申し上げます。

この工事概要の4番に工事内容の変更といたしまして、変更前と変更後を対比してお示ししております。

まずその中の1) 水道施設工事の④の場内配管でございますが、変更後に仮設配管VPの100から75ミリを36.4メートル追加しております。これは新設をします緩速ろ過池築造の床堀で、現在使用しております既設の配管が崩れ落ちることが確実に became ため、仮設管で切り回すこととしたものでございます。これによりまして工事費は約18万円の増額となっており、次に一番下の3) その他の変更後に上記各工種におけます土工の変更を上げさせていただいております。

これにつきましては、まず現場が狭い中での作業となるために、当初は掘削に使用するバックホーを0.35立方メートルの機種としておりましたが、しかし実際には0.6立方メートルのバックホーで掘削をしましたので、それにあわせて機種を変更しております。これによりまして、工事費は約38万円の減額となりました。

次に、実際に切土や床堀を施工していきますと、大小さまざまな転石が大量に出てまいりまして、大きなものでは2メートル角を超えるようなものまで数々ございました。これら転石の破碎から除去処分による費用が約47万円の増額となっております。

さらに、当初は現場で発生しました土砂を緩速ろ過池など新設する構造物の埋め戻しに使うこととしておりましたが、大半が粘土性で埋め戻しに適さない上に、先ほど申し述べました転石によりまして埋め戻し土量が不足しますので、不足分を購入土で埋め戻すことに変更いたしております。これによりまして約37万円の増額となっております。以上が、土工関係でございます。

最後に、その下の交通整理員の追加でございますが、これは現場が府道加悦但東線のカーブに位置しますことから、地元より交通整理員の配置の要望がございまして、約28万円の増額となっております。

よって、これらの変更をトータルいたしまして92万8500円の増額となったもので、財源内訳につきましては次のページ、51ページにお示しをしております。

以上、簡単にご説明申し上げましたが、よろしくご審議いただきご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（森本敏軌） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

9番、井田議員。

9番（井田義之） それでは工請変更について、少しだけ質問させていただきます。

図面がないので、私もちょっと内容が飲み込めてないんですけども、まず1つは仮設配管を、崩れ落ちそうなのということなんです、これは当初予測ができなかったということなんですけれども、この仮設配管というのは、配管そのものはもう後使えなくなるのか、それともこういう場合にはいわゆる使用料と言うのか、そういう格好での計算になるのかどうかというのが1つ。

それから先ほど町長の提案説明の中でも、工期は延びてないということでした。工期が延びてないということは、地元から要望があって交通整備員、ガードマンはふえたわけですが、当初からあそこは場所が変わったわけじゃないんで、カーブとかということについては同じ場所なんです。土砂の持ち出しとか云々とかいうこともありましたけれども、当初のいわゆるガードマンの設計がどうなっておったのか。そのガードマンの範囲の中で、このことができなかったのかどうか。今になってかなり多くのガードマンなんで、土量の持ち出しと入れ込みが何立米になるのかというのも、ここではないわけですね。それがどれぐらいかかるのかということで、ガードマンの数も決定されたと思うんですけども、その辺について、ちょっと細かいことになるんですが、ひとつよろしく願いいたします。

議長（森本敏軌） 芋田水道課長。

水道課長（芋田政志） 仮設配管にVPを使用したわけですが、それについては仮設ですので仮設損料ということで計上してますし、それをそのまま使うということじゃなしに、仮設損料として計上してますので、実際に物を買うよりは仮設損料ということなんで安い金額でしておりますし、それから交通整理につきましては、当初は見てなかったわけなんです、なぜかと言いますと道路上と言うのか、道路横じゃなしに場内で施工しますので、そこまで必要ないんじゃないかなと思って当初から入れていなかったわけなんです、地元からやっぱり子供さんやらの通学やらがあるので、交通整理員はつけていただかんと、いつどうなるかわかりませんのでということで要望がありましたので、それは交通整理員をつけるということで追加させていただいたと、こういうことです。

それから土量につきましては、今のところちょっと手持ちに持ちあわせておりませんが、転石が出てまいりましたので、その転石部分の土量は足らずとなったということで、その分を追加として計上させていただいたということです。

議長（森本敏軌） 井田議員。

9 番（井田義之） 今回、繰越明許費も多々あったわけですけども、補助対象とかいろんなことで、もう当然、繰越明許として当初からその予定をされた部分については、まあやむを得ないと思うんですが、いわゆる説明の中でも地元との協議がおくれたとかいろんな理由が、どうしても地元に対する協議におくれということがあられるわけですね。そういうことが前にも算所水道でもあったわけですが、やっぱり地元との協議というのはまずさきにされて、そういう中で対処をしていかないと、こういう補正対応というのが出てきてしまうということなんで、その辺はやっぱり今後しっかりと地元対応というのは優先してやっていただきたいと。そうすれば繰越明許ももっと減るでしょうし、やっぱり工期内に済ませる、いわゆる年度内に執行するというのが、私は原則ではないかなというふうに思いますので、その点について強く要望いたしまして、質問を終わらせていただきます。

議 長（森本敏軌） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（森本敏軌） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（森本敏軌） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第74号を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（森本敏軌） 起立全員であります。

よって、議案第74号 与謝簡易水道浄水場改良工事請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第21 議案第75号 与謝野町道路線の認定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第75号 与謝野町道路線の認定について、提案理由の説明を申し上げます。

当該路線につきましては、与謝野町認定基準に基づき民間宅造業者が施工した路線であり、今回、路線認定するものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明させますので、よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願いいたします。

議 長（森本敏軌） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） それでは与謝野町道路線の認定について、ご説明をさせていただきたいと思えます。議案資料の52ページをお開きください。

今回認定したい成田団地2号線につきましては、この赤字部分の道路でございまして、先ほども町長の方からご説明がございましたように民間業者が宅地造成を行い、その連絡道として町道四辻加悦駅線、また、町道宮野成田線の連絡道として整備をしていったものを、今回認定をするものでございます。

起点につきましては、町道四辻加悦駅線の方を起点としておりまして、町道宮野成田線を終点というふうに考えておるものでございます。延長につきましては45.4メートル、幅員につきましては5メートルから10.5というようにさせていただいております。この部分につきましては、通りやすいように隅切りを設けたというふうなことで、こういった幅員構成としております。

詳細につきましては、以上でございます。ご審議の上ご承認をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長（森本敏軌） 本案についても、本日は提案説明のみにとどめます。

次に、日程第22 議案第76号 平成20年度与謝野町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第76号 平成20年度与謝野町一般会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は2,229万9,000円を追加し、総額を101億1,309万9,000円といたすものでございます。

まず歳出から、主なものについてご説明申し上げます。15ページ、16ページをお開き願います。

1款、議会費は議員報酬及び期末手当等で、議員報酬を270万円減額いたしております。

これはさきの3月定例会におきまして、議員発議により報酬の5%カットをする与謝野町特別職の職員の給与及び報酬等に関する条例の一部改正についてが可決されましたので、それに伴い減額するものでございます。

2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費では、一般管理費一般経費で、14節、使用料及び賃借料を90万円追加いたしております。本年度から京都府へ実務研修生として派遣しております、2名の職員の住宅賃借料でございます。

5目、財産管理費は、財産管理費一般経費で、13節、委託料を120万円追加いたしております。副町長を委員長として設置しております、与謝野町有財産活用推進委員会の検討結果に基づきまして、売却可能な町有地について売却を進めることとし、そのための不動産鑑定評価を行うものでございます。

6目、企画費は、住民自治活動支援事業で、19節、負補交を380万円追加いたしております。自治宝くじ助成金の対象事業として申請しておりました加悦地区の公民館備品と、四辻地区の祭り備品等が採択されたことにより追加いたすものでございます。

なお、本補正予算に間に合いませんでしたが、多重債務にかかります相談業務を、京都司法書士に委託したいというふうを考えております。

多重債務対策につきましては、今以上に踏み込んだ対策をとのご意見を一般質問等でいただいたところでございます。このたび債務整理費用は相談者の負担となりますが、債務整理の実施を前提とした相談を、京都司法書士会に受けていただける見通しとなりました。本来なら9月議会にて補正対応すべきところですが、昨今の状況から見て、一日も早い対応が必要と判断し、2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費、行政法律相談事業委託料の現行予算内で契約をさせていただき、次期議会にて補正させていただきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

次のページの3款、民生費、2項、児童福祉費では、2目、児童福祉施設費、保育所整備事業で、13節、委託料を50万円追加いたしております。これは桑飼保育園の排水設備工事につきまして、その設計委託料を追加いたすものでございます。

次に、4款、衛生費、1項、保健衛生費、3目、環境衛生費では環境美化保全対策事業で、13節、委託料を157万5,000円追加いたしております。

これは、さきの3月31日付の専決処分で減額させていただきました温江地区の産業廃棄物中間処理施設、有限会社プラテックにかかります臭気調査の予算でございます。今後の状況を確認

しながら、必要であれば調査するということで19年度予算を減額したものであり、実施するとなれば夏の暑い時期となりますので、今回追加いたしますのでございます。

次に、6款、農林水産業費、1項、農業費、3目、農業振興費は、京の頑張る農家緊急支援事業で、19節、負補交を384万円追加いたしております。

これは京都府の新規事業として、原油価格の高騰などによる農業生産コストの増加や、米価の下落に伴う農産農家の経営を支援するため、農業者組織や生産法人に対し補助するもので、全額を歳入の府補助金に計上いたしております。

次に、7款、商工費は、2目、商工業振興費は、産業振興事業で予算の組みかえを行っております。

これは後ほど歳入で申し上げますが、国庫補助金として電源地域産業育成事業補助金の対象事業に、与謝野オータムフェスティバルが採択されたことになりましたので、実行委員会への負担から直営事業予算として組みかえるものでございます。

8款、土木費、2項、道路橋りょう費、3目、道路新設改良費は、町道明石香河線道路改良事業で、法面が崩壊したことに伴い法面保護の工事が必要となりますが、これらの工法について調査設計が必要となるとともに用地買収等も必要になることから、工事請負費を減額し、かかる経費の組みかえを行うものでございます。

次に、21ページ、22ページの10款、教育費、1項、教育総務費、4目、外国青年招致費では、ALT事業で128万円追加いたしております。

現在、2名の外国語指導助手を招致しておりますが、7月、8月で契約期間が切れることから帰国されることになり、新たに招致しなければなりませんので、それらの旅費等を追加するものでございます。

次のページの2項、小学校費、1目、学校管理費は、小学校施設整備事業を97万円追加いたしております。山田小学校プールの配水管が漏水しており、配管改修を行うものでございます。

次に、11款、公債費では、繰上償還元金で、町債元金償還金を1,169万円追加いたしております。これは昨年度から計画的に実施しております、公的資金繰上償還を行うものでございます。

12款、予備費では264万6,000円減額し、調整いたしております。

以上が、歳出でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。13、14ページをお開き願います。

13款、国庫支出金、2項、国庫補助金、6目、商工費国庫補助金は、電源地域産業育成支援補助金を167万円追加いたしております。

議 長（森本敏軌） 暫時休憩します。

（休憩 午前11時11分）

（再開 午前11時12分）

議 長（森本敏軌） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

太田町長。

町 長（太田貴美） これは先ほどご説明いたしました与謝野オータムフェスティバルに対して補助金の追加でございます。

14款、府支出金、2項、府補助金は、5目、農林水産業費府補助金、1節、農業費補助金を384万円追加いたしております。

先ほどの歳出で申し上げましたとおり、京の頑張る農家緊急支援事業費補助金が交付されるものでございます。

17款、繰入金、2項、特別会計繰入金は、2目、老人保健特別会計繰入金を78万9,000円追加いたしております。

平成19年度の医療給付費の精算によるものであり、一般会計負担分が見込みより少なくなったことによるものでございます。

19款、諸収入は、雑入を総額で480万円追加いたしております。

先ほどの歳出でご説明いたしましたとおり、自治宝くじ助成金を追加するとともに、岩滝地域のスポーツ施設の有効活用とスポーツ活動の充実を図るためのスポーツクラブ育成事業等が、地域活性化センターの公共スポーツ施設等活性化助成事業として採択されましたので、それぞれ追加いたすものでございます。

20款、町債は、6目、土木債、8目、教育債で、先ほど歳出でご説明いたしました公的資金繰上償還に伴い、公的資金借款債を発行することとし、総額で1,120万円追加いたしております。

なお、8ページに第2表、地方債補正を計上し、同額を追加いたしております。

以上が、平成20年度与謝野町一般会計補正予算（第1号）の概要でございます。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

議長（森本敏軌） 本案についても、本日は提案説明のみにとどめます。

次に、日程第23 議案第77号 平成20年度与謝野町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第77号 平成20年度与謝野町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、事業勘定の歳出のみの補正でございまして、総額に変更はございません。

それでは、歳出についてご説明申し上げます。6ページ、7ページをお開き願います。

3款、地域支援事業費、2項、包括的支援事業任意事業費、4目、包括的継続的ケアマネジメント支援事業費は、18節、備品購入費で、自動車購入費を60万円追加いたしております。

これは包括支援センターの相談業務が多岐にわたることから、相談業務のための訪問用の公用車が不足しており、増車を行うものでございます。

7款、予備費は、61万9,000円減額し、調整いたしております。

以上が、平成20年度与謝野町介護保険特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（森本敏軌） 本案についても、本日は提案説明のみにとどめます。

次に、日程第24 議案第78号 平成20年度与謝野町老人保健特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第78号 平成20年度与謝野町老人保健特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、歳出のみの補正でございまして、総額に変更はございません。

それでは、歳出のご説明申し上げます。6、7ページをお開き願います。

2款、諸支出金では、1項、償還金、1目、償還金を2万円、2項、繰出金、1目、一般会計繰出金を78万9,000円、それぞれ追加いたしております。

これは平成19年度の医療給付費等の実績が少なかったことにより、精算を行うものでございます。支払基金交付金、並びに国庫、府につきましては、第1回補正の専決処分で精算をいたしておりますので、今回の補正では支払基金、医療交付金への事務費分の返還分と、一般会計への返還分を追加いたしたものでございます。

5款、予備費は、80万9,000円減額し、調整いたしております。

以上が、平成20年度与謝野町老人保健特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

議 長（森本敏軌） 本案についても、本日は提案説明のみにとどめます。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これにて散会いたします。

次回は、6月11日午前9時30分から開議しますので、ご参集ください。

ご苦労さんでした。

（散会 午前11時19分）